受講者の皆さんへ

新型コロナウィルスに関しての注意事項

令和３年１月１４日現在

建設業労働災害防止協会山形県支部で実施する講習会において、受講申込者は下記の事項を確認の上、講習へご参加下さい。

講習開催について

新型コロナウィルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和３年１月７日以降に発令されていることを受け、当支部の講習においては感染拡大防止の観点から２月７日まで、宣言が発令されている都道府県からの受講申込みを控えていただいたうえで実施いたします。

また、開催する講習会は、感染防止について十分な措置を講じたうえで実施いたしますが、今後の状況によっては講習開催を延期又は中止とする場合がありますので、ご了承ください。

下記の講習受講要件をご確認願います。

受講される方へ

1. **講習当日、全ての受講者の体温の計測を行います。**

**体温が37.5℃ 以上ある方は受講をお断り致します。**

※次回への移動、又は受講料のご返金をさせていただきます。

1. **受講者はマスクを着用の上ご参加下さい。**

こちらで準備・配布ができないので、各自でご準備下さい。

1. **緊急事態宣言が発令された都道府県からの受講申込みは、感染拡大予防の観点から、令和３年２月７日までお受けできませんのでご了承ください。**
2. 体調不良で受講できない場合または、やむを得ず当支部で受講をお断りする場合は、次回の講習申込み又はご返金について柔軟に対処させていただきますので遠慮なく申し出て下さい。

◎問い合わせ

　 建設業技能安全センターまたは、各申込み先事務局へお問い合わせください。

　　・建設業技能安全センター

　　　寒河江市大字白岩字久保川原１６６０

　　　ＴＥＬ：０２３７－８３－２２１１